

「少年対話会」の意義と限界 －修復的司法の可能性－

高 橋 則 夫

1 はじめに

わが国における修復的司法の実践は、諸外国に比べて緒に就いたばかりである。修復的司法の全国的な展開はいまだ行われておらず、唯一成果を上げているのが、千葉市に本部を置く「NPO 法人『被害者加害者対話の会運営センター』」である¹。この意味で、本稿で取り上げる「少年対話会」は、警察レベルでの全国的展開を示しているものとして注目に値する。

もっとも、修復的司法とは何かという点について定説はなく、一定の「ものの見方」と解することが肝要である。その意味で、Restorative Justiceの訳語として、修復的「司法」ではなく、修復的「正義」のほうが妥当であり、この修復的正義に基づく司法制度のことを修復的司法と称した方が正確であろう²。

修復的司法には、2つのモデルがあり、1つは、「当該犯罪に関係するすべての当事者が一堂に会し、犯罪の影響とその将来への関わりをいかに取り扱うかを集団的に解決するプロセスである」というモデルであり、もう1つは、「犯罪によって生じた害を修復することによって司法の実現を志向する一切の活動である」というモデルである。前者が、純粋モデル（Purist Model）であり、後者が、最大化モデル（Maximalist Model）である³。

少年対話会は、このうち前者の純粋モデルを志向するものである。純粋モデルは、犯罪の直接的な関係者が参集して、相互に協力することによって、

それぞれのニーズが充足されるべきであり、それによって、被害者、加害者その他の人々の再統合が可能と考えるものである。修復的司法によれば、犯罪とは人々およびその関係の侵害と理解されるのであるから、人々の参集を絶対的要件とする純粹モデルは、文字通り、修復的司法を純粹に貫くものと評価できよう。純粹モデルによれば、修復的司法プログラムは、被害者・加害者・コミュニティによる直接的な会合を含まなければならない、そこにおいて、彼らが成果を決定する。修復的司法は、当事者の積極的な関与に依存するわけである。純粹モデルを実践している諸外国の例として、たとえば、家族集団会議（FGC）、コミュニティ会議、平和サークルなどがある。これらの実践は、第1次的当事者の共同のプロセスにより、被害者に回復をもたらし、加害者に行為に対する責任をとらせ、両者に対する社会的支援を強化することを目指す。被害者の修復、加害者の責任、コミュニティの支援という3つの要素が、純粹モデルの絶対的な構成要素である。要するに、被害者、加害者およびコミュニティの3者が、直接対話できる機会を与えるのが修復的司法であり、それによってはじめて、直接的な当事者さらに間接的な関係者などのニーズが充足されると考えるのが、純粹モデルといえよう。

2 少年対話会モデル・パイロット事業について

平成15年12月、政府は、「青少年育成大綱」において、少年非行対策の重点課題として、次のように述べた。すなわち、「個々の事業の状況に応じ、加害者の処遇の過程等において、謝罪を含め被害者との関係改善に向けた加害者の取組を支援するほか、修復的司法活動の我が国への応用の可能性について検討する。」と。

これを受けて、警察庁は、平成16年4月に、有識者による調査研究会を立ち上げ、平成17年度と18年度に、モデル・パイロット事業を実施し、平成19年8月に、調査研究会によって事業報告書が取りまとめられ、その結果が公表された⁴。

(1) 実施の検討事項 少年対話会の実施に際して、以下の基本事項が決定された。

- ① この少年対話会は、「修復的カンファレンス（少年対話会）」と称され、「非行少年の再非行防止、被害者の立ち直りおよび地域社会における市民社会の安全と平穩の確保を目的として、警察職員（少年サポートセンター）が司会者となり、非行少年、保護者、被害者等に対話の機会を提供するもの」である。
- ② 事件送致前に実施する指導・訓戒および被害者に対する支援の一環として位置づけることとした。したがって、当事者の同意に基づく任意の活動となる。
- ③ 保護処分や刑事処分を要しないと認められる犯罪少年による事件を対象とする。
- ④ 被害者に対する二次的被害のおそれ等特別な事情が認められる事件、少年が非行事実を否認している事件、現に少年が身柄を拘束されている事件および現に他機関に係属している事件は、対象としない。
- ⑤ 性的な動機に基づく事件、告訴・告発に係る事件および共犯事件は、実施の是非を慎重に判断すべきである。

このように、少年対話会を実施するには、軽微犯であること、家庭裁判所への送致前であること、関係者の合意に基づくことが要件とされたのであり、この点に、後述するように、少年対話会の限界があった。

(2) 実施時期・件数 モデル事業は、平成17年8月～12月、パイロット事業は、平成18年10月～12月に、全国47都道府県警察の協力を得て実施された。対象事案は、全部で4099件（モデル事業＝1855件、パイロット事業＝2244件）であった。その後、事前アンケート調査を行い、それを踏まえて関係者に意思確認を行ったところ、最終的には、少年・保護者・被害者による直接的な対話会が行われたのは、56件（モデル事業＝25件、パイロット事業＝31件）であった。

56件の内訳として、非行少年の男女比は男子が71.4%、女子が28.6%であり、主たる非行内容は、万引きが67.9%で最も多く、次いで建造物侵入が10.7%、自転車盗が7.1%であった。

(3) 事前アンケート調査の実施結果 事前アンケート調査に対する回答は、非行少年が1,848人（回収率45.1%）、保護者が1,521人（回収率37.1%）、被

害者が1,135人（回収率27.7%）であった。以下では、特徴的な点だけを列挙することにしたい。

①非行少年の回答 被害者にこれまで行った措置については、「特に何もしていない（42.7%）」が最も多く、何かをした者の中では「その場で謝った（29.3%）」が最も多かった。少年対話会に対する参加意向については、「ぜひ出席したい（3.5%）」、「できれば出席したい（11.7%）」であり、参加希望の理由については、「謝りたい（74.5%）」が最も多かった。参加を希望しない者は、「あまり出席したくない（41.9%）」、「全く出席したくない（24.7%）」であり、参加を希望しない理由については、「何を伝えていいのかわからない（45.8%）」、「その場で責められそうだから（34.3%）」であった。

②保護者の回答 保護者として被害者に行った措置については、「特に何もしていない（39%）」が最も多く、何かをした者の中では、「金品等の弁償をした（29.3%）」が最も多かった。少年対話会に対する参加希望については、「ぜひ出席したい（11.8%）」、「できれば出席したい（25.7%）」であり、参加希望の理由については、「保護者としての責任を感じて（79.8%）」が最も多く、次いで「子どもの立ち直りのきっかけになると思って（54%）」であった。参加を希望しない者は、「あまり出席したくない（31.3%）」、「全く出席したくない（10.1%）」であり、参加を希望しない理由については、「時間がないから（36.3%）」が最も多く、次いで「顔を合わせたくないから（21.6%）」、「親子で責められそうだから（20.8%）」であった。

③被害者の回答 加害者側からなされた措置については、「一切何もない（37.7%）」が最も多く、何らかの措置を受けた者では、「保護者が直接謝罪した（35.8%）」、「本人が直接謝罪した（34.2%）」、「被害弁償があった（27.4%）」と続いた。加害少年にこれから望むことについては、「立ち直って、二度と同じ犯罪を起こさないでほしい（74.7%）」、「真面目な生活をしてほしい（52.7%）」と続いた。少年対話会に対する参加意向については、「ぜひ出席したい（3.3%）」、「できれば出席したい（13.9%）」であり、参加希望の理由については、「犯罪や反省の気持ちを聞きたい（45.9%）」が最も多く、次いで「犯罪の理由を聞きたい（43.4%）」、「自分の気持ちを伝えたい（38.3%）」であった。参加を希望しない者は、「あまり出席したくない（37.4%）」、

「全く出席したくない (30%)」であり、参加を希望しない理由については、「仕事が忙しいから (51.6%)」で最も多く、次いで「会っても意味がないから (27.3%)」、「面倒だから (24.2%)」であった。

(4) 参加者アンケート調査の結果 参加者アンケート調査に対する回答は、非行少年が47人 (回収率83.9%)、保護者が43人 (76.8%)、被害者が45人 (80.4%) であった。以下では、特徴的な点だけを列挙することにした。

①非行少年の回答 犯罪を犯した理由を正直に話せたかについては、「全く正直に話せた (51.1%)」、「かなり正直に話せた (40.4%)」であった。謝罪については、「非常にきちんと謝罪できた (25.5%)」、「かなりきちんと謝罪できた (46.8%)」であり、被害者が謝罪を真剣に受け止めてくれたかについては、「非常に真剣に受け止めてくれた (48.9%)」、「かなり真剣に受け止めてくれた (46.8%)」であった。最終的な決意事項 (「二度としない」「立ち直る」などの決意) の内容に関し自分の意見がどの程度取り入れられたかについては、「十分に取り入れられた (53.2%)」、「かなり取り入れられた (31.9%)」であった。決意事項の実現については、「非常に難しい (27.7%)」、「少し難しい (40.4%)」であった。少年対話会に対する満足度については、「非常に満足 (53.2%)」、「やや満足 (29.8%)」であり、対話後に考えたことについては、「家族に迷惑を掛けたこと (85.1%)」、「被害者に迷惑を掛けたこと (83%)」、「『決意したこと』を実行すること (66%)」であった。

②保護者の回答 子どもが犯行理由を正直に話せたかについて、「全く正直に話せた (30.2%)」、「かなり正直に話せた (60.5%)」であった。子どもが被害者に行った謝罪については、「非常にきちんと謝罪できた (25.6%)」、「かなりきちんと謝罪できた (62.8%)」であり、その謝罪を被害者が真剣に受け止めてくれたかについては、「非常に真剣に受け止めてくれた (69.8%)」、「かなり真剣に受け止めてくれた (27.9%)」であった。最終的な決意事項の内容に関し子どもの意見がどの程度取り入れられたかについては、「十分に取り入れられた (65.1%)」、「かなり取り入れられた (30.2%)」であった。さらに、決意事項の内容に保護者の意見がどの程度取り入れられたかについては、「十分に取り入れられた (62.8%)」、「かなり取り入れられた (32.6%)」であった。決意事項の実現については、「なんともいえない (39.5%)」、

「少し難しい (37.2%)」であった。少年対話会に対する満足度については、「非常に満足 (81.4%)」、「やや満足 (14%)」であり、対話後に考えたことについては、「被害者に与えた被害 (86%)」「決意事項を実行できるか (83.7%)」「子どもが犯罪を犯したのはなぜか (81.4%)」、「子どもに対する今後の接し方 (81.4%)」であった。

③被害者の回答 少年が犯罪を犯したいきさつを正直に話したと思うかについては、「全く正直に話したと思う (37.8%)」、「かなり正直に話したと思う (57.8%)」であった。自分が受けた被害や被害者としての気持ちをうまく話せたかについて、「非常にうまく話せた (11.1%)」、「かなりうまく話せた (46.7%)」であった。少年が被害者の受けた被害や気持ちなどを真剣に受け止めたかについては、「非常に真剣に受け止めたと思う (33.3%)」、「かなり真剣に受け止めたと思う (62.2%)」であり、少年の保護者が被害者の受けた被害や気持ちを真剣に受け止めてくれたかについて、「非常に真剣に受け止めたと思う (55.6%)」、「かなり真剣に受け止めたと思う (40%)」であった。決意事情の実現については、「なんともいえない (40%)」、「少し難しい (20%)」であった。少年対話会に対する満足度については、「非常に満足 (46.7%)」、「やや満足 (24.4%)」であった。

3 少年対話会の意義

以上の少年対話会は、非行少年の再犯防止、被害者の立ち直り、地域社会における市民生活の安全と平穩の確保という純粋モデル型の修復的司法を実践するものであり、今回のモデル・プロジェクトは、一応の目的は達成されたように思われる。

(1) 非行少年の再非行防止 少年対話会への参加をめぐって、少年と保護者とのコミュニケーションが促進されたという効果を生んでいる。多くの非行少年が親と疎遠になっているということを考慮すると大きな意義がある。少年対話会に参加した非行少年の多くが、自分の犯した行為の責任を認識し、被害者に謝罪できたと感じ、少年対話会に満足している。

修復的司法における修復責任は、被害者に対する具体的な責任を意味する

から、少年対話会によって、被害者から被害による影響を聞くことは、自己の行為の具体的な影響を認識し、それに向き合って反省し、謝罪などができる。少年対話会は、このような修復責任を履行することができる機会を提供するものということができる。

保護者についても、少年対話会への参加をめぐって、少年とのコミュニケーションが促進されたという効果を生んでいる。また、保護者は、少年対話会に参加することによって、少年が立ち直れるという期待をいだいており、対話会に対する満足度も高くなっている。

修復的司法は、犯罪に至った環境・素質等を当事者の対話によって明らかにしていくことであるから、非行原因の一つの重要な要素となっている親子関係の正常化が、少年対話会によって、保護者に対する支援が行われることは重要な意味を有するだろう。

(2) 被害者の立ち直り 多くの被害者は、加害者が被害者の受けた被害や気持ちを真剣に受け止めてくれたと感じており、少年対話会に一定の満足を示している。

修復的司法に対して、被害者は、なぜ加害者と会う必要があるのか、なぜ加害者の立ち直りに協力しなければならないかなどの疑問をもっている。しかし、修復的司法は当事者の任意による参加であることを看過する疑問であるのみならず、少年対話会に参加した被害者は、被害の回復のみならず、少年の立ち直りに協力するという形での参加もあったのである。さらに、加害者に会うことによって、加害者がモンスターではないこと、自分が再度被害を受ける心配がないことなど、被害者が安心感を得ることができるであろう。

(3) 地域社会における市民生活の安全と平穏の確保 非行少年、保護者、被害者が非行と被害について考える機会を得て、当事者間で解決されたことは、地域社会における市民生活に対しても安心と平穏をもたらすであろう。すなわち、過去に起きた犯罪が修復されたとともに、将来の犯罪に対する予防の点でも、市民生活レベルで地域社会が強化されたことによって、意義があるだろう。

なお、モデル・プロジェクトにおいて、直接対面が実現しなかったが、警

察を通じた手紙の交付や謝罪の間接的なやりとりも行われたとのことである。これも修復的司法の一つの実現形態である。修復的司法は、何らかの形で、当事者間に橋渡し（ブリッジ）を架けることが中心的目的であり、このブリッジを架けない刑事司法、少年司法に対して問題提起をするものだからである。

4 少年対話会についての論点

次には、少年対話会について、現行の少年法システムとの関係をめぐる諸問題を検討することにする。

(1) 少年対話会の位置づけ 少年対話会についての具体的な法的根拠規定は存在しない。もっとも、モデル・プロジェクト事業であったこともその理由であろうが、あえて現行法の根拠条文を挙げれば、警察法2条1項の規定する警察の所掌事務の範囲内で行われる活動であろう。もっとも、この規定は、単なる組織規範であり、具体的な職務を遂行する根拠条文ではない。したがって、少年対話会は当事者の同意を基礎とする任意の措置と位置づけられる。

少年対話会は、少年法との関係では、現行の少年手続システムの中に組み入れるという方向性を維持したものである。したがって、現行法との抵触を避ける必要性があり、根拠条文としては、少年警察活動規則13条1項の「その他の必要な措置」を挙げることができよう。すなわち、同条項は、「非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。」と規定している。

このように、少年対話会が少年法の枠の中での任意の措置と解される以上、当事者の参加の任意性の確保と、少年法を支配する全件送致主義との関係が問題となる。

(2) 参加の任意性の確保 このための措置として、参加の有無やその内容は、警察の処遇意見に影響を及ぼさないとされている。なぜなら、参加しな

いことや対話会での内容が処遇意見に影響を及ぼすことになれば、当事者の任意性は確保されないからである。しかし、当事者間での対話の場が提供され、そこにおいて一定の成果が生まれた以上、その成果を処遇意見に反映すべきであるという考え方にも十分な理由があろう。かりに、家庭裁判所が、少年対話会に関する情報を知りたいということであれば、警察はその情報を伝えることになるわけで、その意味では、事実上の強制力もあるかもしれない。この点は、修復的司法における任意性の問題一般に関連することになる。

また、警察が当事者に参加への説得の試みを行うことは許されるであろう。諸外国における修復的司法では、仲介者が加害者・被害者双方に対して、対話の可能性を探り、ケアを含め、粘り強い説得を行っている。問題は、少年対話会において、このような仲介者が存在しているかという点である。今回のモデル・パイロット事業においては、少年サポートセンターに所属する職員がこれを担当した。この職員には一般職員（少年補導職員）として心理系専門職員である「少年相談専門職員」が含まれている。これらの職員の拡充も必要であろうし、さらに、対話会専属の職員の要請も望まれ、たとえば、少年警察ボランティアを仲介者として活用することも考えられる。諸外国では、ボランティアによる仲介者養成の機関があることを見習うべきであろう。これによって、市民参加というメリットもあると思われる。

(3) 全件送致主義との関係 前述のように、少年対話会は、現行の少年手続の枠内で遂行される措置であることから、全件送致主義に反しない形で実施されなければならない。全件送致主義の根拠規定は、少年法41条（「司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。」）と同42条1項（「検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、第45条第5号本文に規定する場合を除いて、これを家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、同様である。」）である。

全件送致主義の実質的根拠は、少年の改善・更生のためには、専門的スタ

ップを備えた家庭裁判所が相応しいという点にある。したがって、検察官や警察官が少年の改善・更生のために何らかの措置を行うことは妥当ではないことになる。

このような全件送致主義に反しないようにするため、少年対話会は、家裁送致前に実施されなければならないわけである。もっとも、家裁送致後に、家裁が少年対話会に事件を委託するということも法的には可能であろう。すなわち、少年法16条（「（1項）家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司（児童福祉法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司をいう。第26条第1項において同じ。）又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。（2項）家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。」）における「必要な援助」として少年対話会への委託も可能である。

また、少年対話会の実施は、非行事実の存在が確認されること、および、対象事案が保護処分や刑事処分を要しない事案であることが前提とされるであろう。しかし、事案を限定する必要があるのかという問題がある。すなわち、触法事案、不良行為事案、保護処分相当と認められる事案、少年相談事案、試験観察中の少年に係わる事案、保護観察中の少年に係わる事案、児童福祉法上の措置がとられている事案、審判不開始や不処分となった事案などに、少年対話会を実施する可能性を検討すべきであるように思われる。

(4) その他の問題 少年対話会の記録は、原則として家裁に送致されないこととなっている。しかし、家裁の方から照会があれば、送付してもかまわないであろう。

少年対話会は、少年事件の非公開原則に抵触するのではないかという問題もある。少年対話会は、一般市民に開かれた対話会ではなく、加害者および被害者の関係者、それも、それぞれを支援する人々が参加すること、加害者と被害者双方の同意があることから、非公開原則に反するとまではいえないであろう。

最後に、少年対話会における決意事項が抽象的な内容であることも問題となろう。すなわち、修復的司法は、単なる法規範遵守といった抽象的な内容ではなく、被害者の受けた具体的な害をどうしたら回復できるかといった具

体的な内容をめぐって解決を志向するものであるから、決意事項もより具体的な内容にすべきであるように思われる。

5 少年司法と修復的司法の関係

刑事司法と修復的司法の関係について、次のような4つのモデルが提示されている。すなわち、単一モデル (Unified model)、2元モデル (Dual track model)、安全ネットモデル (Safety net model)、混合モデル (Hybrid model) がこれである。これらのモデルは、少年司法においても基本的に妥当するモデルである⁵⁾。

単一モデルは、現在の刑事司法によっては適切に処理できない問題や場面に対して、全面的に修復的司法による対応を行うモデルである。単一モデルは、いわば、段階的な刑罰廃止論 (アボリショニズム) を主張するものといえるだろう。しかし、近代刑事司法のもたらした様々な法的な枠組みを、(純粹モデルとしての) 修復的司法が維持し得るという保障はない。やはり、法的な枠組みの中で、修復的司法は制度化、あるいは実践化されるべきであると考えてみる。

2元モデルは、修復的司法プログラムを刑事司法の外部に創設し、両者を併存させ、相互に利用・補充させるモデルである。2元モデルは、修復的司法システムと刑事司法システムの両者を包含し、それぞれ機能的に独立してはいるが、当事者の選択により、一方から他方へと移行することを認めるものである。

安全ネットモデルは、修復的司法システムを主役とし、刑事司法モデルを脇役とするモデルである。たとえば、事実認定および判決段階だけ、刑事司法と連携するようなモデルである。このモデルの例として、いわゆるワガワガ (Wagga Wagga) モデルが挙げられよう。ワガワガモデルとは、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州のワガワガ警察が採用したモデルであり、ニュージーランドの家族集団会議を導入したものがある。家族集団会議は、ニュージーランドにおけるマオリ族が行っていた裁判制度に由来するが、1989年の「児童、少年及びその家族に関する法律」において、家族集団

会議が制度化された。このシステムは、1990年代に入って、オーストラリアのすべての州・領域で実施されるようになった。ワガワガモデルは、警察段階でのダイヴァージョンであり、対象グループは、警察の裁量あるいはダイヴァージョン基準によって決定される。スタッフは、コミュニティ・ジャスティス・コーディネーターであり、実施場所は、社会福祉事務所、学校、コミュニティ施設、場合によって警察施設である。手続は、コーディネーターが進行役で筋書きに従い、加害者がまず話し、被害者、その他の参加者という順に行い、コーディネーターが対話を公平に進行させる。コーディネーターが重要参加者を決定し、被害者および加害者の近親者、警察、社会奉仕者、その他の支援者らが招かれる。

混合モデルは、基本的に刑事司法システムで遂行し、最終的なサンクションの段階で、たとえば、損害賠償命令や社会奉仕命令などの賦課を可能とするモデルである。被害者と加害者の直接対話は不要であり、被害者あるいはコミュニティに修復的な利益が付与されることを志向する。混合モデルは、とくに、ベルギーで行われている社会奉仕プログラムによって採用されている。サンクションとしてのみ修復的司法を導入する方法は、比較的採用することが容易なモデルといえよう。

わが国では、矯正や保護の段階で修復的司法の実施は可能であろう。たとえば、少年事件における試験観察の中で行う形態である。試験観察決定を行い、少年と被害者を対面させ、被害者の現状を理解させることによって、少年の立ち直りをめざし、それが達成された場合には、審判不開始あるいは不処分の決定をすることになる。この場合、家裁から独立した機関によって行い、調査官がそれに協力するというシステムが妥当であるように思われる。また、少年院において、仮退院の審査の前段階に修復的司法プログラムを導入することも考えられる。犯罪事件の直後ではなく、こうした仮退院の時期においては、修復的司法が可能となる状況も出てくるのであり、これによって、重大事件についても修復的司法が可能となろう。

さらに、修復的司法の可能性は、保護観察などの更生保護においても考えられよう。たとえば、保護観察における特別遵守事項の内容に修復的司法に基づく活動を盛り込む、少年院仮退院者について、欧米のように、和解プロ

グラムをつくり、中立的な第三者を養成していくという方法が理想であろうが、現状で可能な方法として、対象少年の居住地域に居住する保護司と保護観察官との協同を行う、保護観察処分少年について、1994年に導入された、短期保護観察処分少年に対して修復的司法を実践する、窃盗や傷害といった比較的軽微な犯罪を犯した少年に対して、社会奉仕活動や被害弁償、さらに被害者との直接対話を課題として設定する、仮釈放者について、第三者機関の設立によって修復的司法が実践できる余地を与える、無期刑対象者は、恩赦によらない限り、保護観察は継続することから、刑の執行の免除を受けることができるようにするために、修復的司法を実践する、などが考えられる。

6 警察における修復的司法の在り方

修復的司法の視点は、少年司法プロセスの各段階において実践可能であり、その中で、警察における修復的司法の意義と限界が検討されなければならない⁶。

まず、警察は修復的司法を実践すべきではないという考え方もあり得る。おそらく、警察は処遇機関ではないという従来からある考え方からの批判であろう。しかし、修復的司法は処遇を目的とするものではなく、問題解決を目的とするのであり、それが事実上処遇的な効果を生むことがあっても問題ではないと思われる。また、犯罪予防にとって修復的司法アプローチは効果的なものであり、これを実践する国家機関は警察であり、警察がいかに修復的司法を実践し得るのかという問いが重要であり、警察を修復的司法の埒外におくことは生産的ではないだろう。

問題は、警察が警察段階において終局的処理として修復的司法の実践を行うことが妥当か否かである。微罪処分や少年事件における簡易送致（犯罪捜査規範214条）の場合などにおいて可能と思われるが、軽微犯罪に限定されることになるし、対象者への介入の拡大という問題もあろう。しかし、当事者の任意性を要件とするのであれば、少年対話会のような対話システムを各段階に制度として設けておくことが検討されるべきであろう。

警察は、処遇機関ではないことを前提とする以上、対象者の関係する人的・地域的コミュニティに関係づけるという役割を有する地位に位置づけられることになる。警察は、対象者を処遇するのではなく、対象者とその関係する人々との関係を再生・修復するための端緒的役割を果たすのであり、これが、警察における修復的司法の在り方の基本であり、限界であるように思われる。

修復的司法の中に警察を取り込むためには、警察がコミュニティ内の構成員となることを意味し、警察が市民の友人あるいは援助者として活動し、われわれの生活の質の向上に資するといふのでなければならない。市民が警察をどう見ているかという点については、警察に対する市民の期待は大きいという反面、犯罪を警察に申告した後の警察活動に対する不満が高いことも、国際的な調査から示されている。警察を隣人として好意的に見るのではなく、コミュニティ内の生活を妨害する「アウトサイダー」というように見る市民やコミュニティもあるだろう。これでは、警察を修復的司法のシステム内に包含することは不可能といわざるを得ない。もっとも、警察を重要視しないのは、すでにそのコミュニティにおいて修復的司法的な要素が存在しているからというようにも理解できるが、いずれにせよ、警察活動に対する満足レベルの増加と犯罪不安レベルの減少を志向する施策が求められているといえよう。

警察の2面的役割をより明確にすることが望ましいだろう。すなわち、信頼を伴う、強力な力の行使としての役割とコミュニティ内の問題を解決する、市民の援助者、友人としてのサービスの役割がこれである。近代化の過程は、コミュニティの崩壊過程でもあるが、新たな共同性・公共性の構築といったコミュニティの再生に対して、警察がいかに寄与し得るかという問題が今後の重要課題であるように思われる⁷。

7 結びにかえて

課題は、警察による修復的司法の具体的な実践をいかなる形式でいかなる段階で行うべきかという点にある。少年対話会は、家裁送致前の窮屈な段階

で実施される措置である。

現代は、ミクロ・コミュニティ（人的コミュニティ）も、マクロ・コミュニティ（地域社会）も崩壊しつつあることは否定できない。家族、学校、職場、地域などのコミュニティにおいて、関係性が崩壊しつつあり、おそらく、犯罪・非行を予防するためには、この関係性の再生しかないといっても過言ではないように思われる。

修復的司法は、コミュニティのエンパワーメントをも志向するものである⁸。コミュニティのエンパワーメントなくして、個人のエンパワーメントもないのである。われわれは、はじめに個人として共同体を形成してきたのではない。家族・学校・地域などの共同体の中から生まれ、その中から個人として形成されてきたことを忘れてはならないだろう。にもかかわらず、その個人がアトム化された孤立した個人として、あたかもはじめから個人であったかのように誤想し、根無し草的存在になってしまったのが現代社会である。個人はこのことを自覚しなければならないし、新たな共同体を形成する義務を負うといってもいいだろう。そして、この新たな共同体の形成のサポート的存在として、警察がいかなる寄与をなし得るかの検討を続行していかなければならないであろう。

- 1 山田由紀子「VOMの日本における現状と今後の実践について」藤岡淳子編『被害者と加害者の対話による回復を求めて』（2005年）199頁以下参照。
- 2 拙著『対話による犯罪解決』（2007年）1頁以下参照。
- 3 拙著『修復的司法の探求』（2003年）85頁以下参照。
- 4 事業報告書の内容については、植木百合子「修復的カンファレンス（少年対話会）モデル・パイロット事業報告書の概要について」警察学論集61巻4号（2008年）83頁以下（同一内容のものとして、捜査研究680号（2008年）19頁以下、警察公論63巻4号（2008年）32頁以下がある。）参照。
- 5 拙著・前掲『対話』16頁以下参照。
- 6 拙著・前掲『探求』120頁以下、同・前掲『対話』105頁以下参照。
- 7 太田達也「警察における修復的司法としての家族集団会議（Family Group Conferencing）の理念と可能性」警察政策7巻（2005年）20頁以下参照。
- 8 修復的司法とコミュニティについては、拙著・前掲『対話』93頁以下参照。